

静岡県ネット依存度スクリーニングテスト Web システム 利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、静岡県ネット依存度スクリーニングテスト Web システム（以下、「システム」という。）を利用する場合の手続きにおいて必要な事項を定める。

(システムの名称)

第2条 システムの名称は「静岡県ネット依存度判定システム～あなたは大丈夫？ ネット依存度チェッカー～」とする。

(目的)

第3条 システムは、すべての子供に対し、誰もが簡易にスクリーニングテストを受けることのできる環境を整備することにより、ネット依存についての理解や自身のセルフチェックを促進するために構築したものである。

なお、システムでは、国際的に利用されているKスケールや、IATの質問項目を使い「高リスク」、「中リスク」、「リスクなし」の判定結果を表示するが、これは、あくまで目安であり、医療的判定ではない。

(管理)

第4条 システムの管理を行う者（以下、「管理者」という。）は、静岡県教育委員会社会教育課長とする。

(管理運用規程)

第5条 管理者は、必要に応じて管理運用規程を定めることができる。

(利用者)

第6条 システムを利用できる者（以下、「利用者」という。）は、次の各号の者とする。

(1) 一般向け（フリーユーザ）

(2) 学校向け

ア 静岡県内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（小学部から高等部）及び専修学校（高等課程）（以下、「学校等」という。）の児童・生徒、及びその保護者

イ システム責任者及び学校等の教職員

(利用申請)

第7条 システムの利用を希望する市町立（組合立）の学校等の設置者、私立の学校等の設置者、県立学校の長、又は国立学校の長（以下、「設置者等」という。）は、管理者に利用申請を行い、管理者は設置者等に対して学校番号・パスワードを交付する。

(個別番号・パスワード等の管理)

第8条 学校番号・パスワードの交付を受けた設置者等又は、システムを利用する学校等の長は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 設置者等又は、学校等においてシステム責任者を置き、利用者のデータを適切に管理しなければならない。

(2) 利用する児童・生徒及びその保護者個人の個別番号及びパスワードの登録及び更新は、システムを利用する学校等のシステム責任者が行う。

(3) 個別番号及びパスワードは、他者に知られないように管理しなければならない。

(4) 他者からのパスワード等の照会には応じてはならない。

2 管理者は、個別番号とパスワードの組み合わせが登録情報と一致してログインされた場合には、その個別番号を登録している利用者自身による利用とみなす。

(利用規約への同意)

第9条 システムを利用するためには、この規約に同意しなければならない。また、

利用者は、この規約に同意したものとみなし、何らかの理由によりこの規約に同意することができない場合は、システムを利用することはできない。

- 2 管理者は、必要があると認めるときは、予告なくこの規約を変更できるものとする。この規約の変更後に利用者がシステムを利用したときは、利用者は、変更後の規約に同意したものとみなす。

(利用料金)

第10条 システムの利用料金は発生しない。ただし、システムへの接続のために必要な機器やソフトウェア、通信手段等の用意、設置、操作、インターネット及びシステムへのアクセス等に係る諸費用については、利用者の責任と費用負担において行うものとする。

(システムの停止等)

第11条 システムは、原則として24時間利用することができる。ただし、管理者は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、システムの一部又は全部を予告なしで停止または中断することができるものとする。

- (1) システムの保守・点検または更新を行う場合
- (2) 地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、システムの提供が困難となった場合
- (3) コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合
- (4) その他、管理者がシステムの提供が困難と判断した場合

(データの利用)

第12条 管理者は、利用者が回答したデータを閲覧し、本県のネット依存対策の参考データとして使用することができる。

- 2 システム責任者は、利用者が回答したデータを閲覧し、指導などに活用することができる。

(禁止事項)

第13条 システムの利用に当たっては、次に掲げる行為を禁止する。

- (1) システムをテストの受検以外の目的で利用すること。
- (2) システムに対し、不正にアクセスすること。
- (3) システムの管理及び運営を故意に妨害、破壊すること。
- (4) システムに対し、ウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) データを故意又は過失により漏洩させること。
- (6) 他者の個別番号及びパスワード等を不正に使用すること。
- (7) 他者のプライバシーを侵害する行為をすること。
- (8) 法令または公序良俗に違反すると認められる行為をすること。
- (9) その他、管理者が不適切と判断する行為をすること。

- 2 設置者等は前項各号のいずれかの行為により、利用者に損害を与えたときには、その責任を負うものとする。

(禁止行為に対する防御措置)

第14条 管理者は、前条第1項のいずれかに該当する行為が明らかな場合又は該当する行為があるとするに足りる相当な理由がある場合は、当該行為を行った利用者の登録若しくは利用者から収集した情報を抹消し、又はシステムを停止する等必要な措置を行うことができるものとする。

(システムの内容の変更等)

第15条 管理者は、利用者へ予告することなく、システムの内容を変更しまたはシステムの提供を中止することができるものとする。

(免責事項)

第 16 条 管理者は、次の各号について一切の責任を負わないものとする。

- (1) 設置者等又は利用者がシステムを利用したことにより発生した損害及び、設置者等又は利用者が第三者に与えた損害
- (2) 第 11 条によりシステムの改修、運用停止又は中断等を利用者へ予告なく行った場合に生じた損害
- (3) 利用者が使用するパソコンの障害、不具合、通信回線上の障害その他、管理者の責めに帰さない理由によるシステムの障害等により発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害
- (4) 前条によりシステムの内容の変更及び提供の中止を利用者へ予告なく行った場合に生じた損害
- (5) 利用者がシステムを利用し受けた、判定結果に対する損害

(著作権)

第 17 条 システムに含まれているプログラム及びその他著作物に関する著作権は、国際著作権条約及び日本国の著作権関連法令によって保護の対象とする。また、システムに含まれているプログラム及びその他著作物の修正、複製、改ざん又は販売等の行為を禁じる。

なお、システム内の K スケール及び I A T は、独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターで使用されているものを一部変更して使用する。

(個人情報の保護)

第 18 条 システムで回答されたデータは個人情報保護の対象とし、利用者の個人情報については、個人情報保護関連法令及び静岡県個人情報保護条例(平成 14 年静岡県条例第 58 号)に基づき、その保護を行うこととする。詳しくは「個人情報の取扱いについて (プライバシーポリシー)」による。

(リンク)

第 19 条 リンクは原則として自由とする。ただし、フレーム内に取り込む形でのリンク及びトップページ以外のページへのリンクは禁じる。

(準拠法及び管轄)

第 20 条 この利用規約は日本の国内法に準拠するものとする。

2 システムの利用又はこの規約に関して静岡県と利用者間に生ずるすべての紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第 21 条 利用規約に定めるもののほか、システム利用について必要な事項は管理者が別に定める。

附則

この規約は、令和 3 年 3 月 18 日から施行する。

附則

この改正は、令和 3 年 5 月 21 日から施行する。